

税のお知らせ

税の申告はお忘れなく!

申告相談期間 2月6日(金)～3月16日(月)

平成20年分所得(平成20年1月1日から12月31日までの所得)に関する市・県民税等の申告の時期が間近になりました。

市では、2月6日(金)から3月16日(月)まで所得申告相談を行います。この申告内容が、平成21年度の市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の基礎となりますので、忘れずに申告してください。

※日程等、詳細は今月号広報と同時に配りした申告の案内をご覧ください。

申告相談注意点

▽申告相談は1月1日現在、住所がある地域内の受付会場で行ってください。

▽申告相談期間中は、申告相談会場以外(市役所税務課、各支所地域振興課等)での受付はしていません。

▽二本松税務署が行う所得税の確定申告の受付会場(福島県男女共生センター、2月6日～3月16日)は地区指定がありません。

▽税務署から送付された申告書等があり、市で申告され

る場合はそれを持参してください。

▽各世帯に市・県民税等申告書1部を送付しましたが、そのほか世帯の中で申告が必要な方は、市役所税務課、各支所地域振興課または住民センターで事前に受け取ることができます。

▽営業、不動産収入がある方は収支内訳書および売上げ、仕入れ経費等が分かる帳簿、領収書または書類等を整理し、持参してください。

▽源泉徴収票は原本を持参してください。給与の源泉徴

収票を勤務先から交付されていない方は、勤務先に依頼し申告時までに交付を受けてください。

▽公的年金等に係る所得のみであった方で、年金から所得税が差し引かれていない場合であっても所得税と市・県民税の人的控除額に差があります(たとえば、所得税の配偶者控除および扶養控除はそれぞれ38万円ですが、市・県民税はそれぞれ33万円となります。)ので、所得によっては市・県民税が課税される場合があります。このような方が、市・県民税の配偶者控除、扶養控除や医療費控除等を受ける場合には申告が必要となります。

特に、平成19年末に社会保険庁へ年金の扶養親族等申告書を提出されなかった方(送付されていなかった方も含みます)は、人的控除に差があることにより控除が受けられるにもかかわらず課税される場合がありますので申告してください。ただし、所得税の確定申告書を提出される方(市・

県民税申告書提出したものとみなされます)および次に掲げる方は年金支払者から公的年金等支払報告書が市へ提出されますので市・県民税の申告は必要ありません。

- ① 65歳以上(昭和19年1月1日以前生まれ)の方
- で平成20年中の収入が公的年金等収入のみで148万円以下の方
- ② 65歳未満(昭和19年1月2日以降生まれ)の方で

▽税務署の判断を必要とする複雑な申告内容の場合(株式譲渡、先物取引、土地・家屋の譲渡等)は、男女共生センターへご案内させていただきます。

◎問い合わせ：
税務課市民税係
☎(55)5085

お願い

平成20年中の収入が公的年金等収入のみで98万円以下の方

確定申告はインターネットで行うことができます

所得税の確定申告が、国税電子申告システム(e-TAX)を利用して、自宅にいながらにして申告することができます。

e-TAXを利用して確定申告をした方は、最高5,000円の税額控除を受けることができます(この控除は19年分・20年分のいずれか1回のみ受けることができます)。

電子申告をするためには、電子証明書(個人であれば住基カード等)が必要になりますので、住基カードが必要な方は、早めに市民課または各支所市民福祉課で取得してください。(手数料500円)

また、電子証明書(住基カード等)を読み込むためにはカードリーダーが必要です。

市では無料貸出用のカードリーダーを10台準備しております。数に限りがありますので必要な方はお早めにお問い合わせください。



◎問い合わせ…税務課市民税係 ☎(55)5085

e-TAXホームページ: <http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>

※申告書は、昨年申告があった方に送付していますが、新たに事業を始められた方は、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ：

〔総合窓口〕

企画財政課企画調整係

☎ (55) 50905

E-mail:kikakuchosei@

city.nihonmatsu.lg.jp

〔税制窓口〕

稅務課市民稅係

☎ (55) 5085